

東日本大震災に伴う公共工事の前金払いの特例について（継続）

1 趣旨

東日本大震災に伴い地方自治法施行令及び同法施行規則が改正されたことを踏まえ、市発注公共工事について平成23年6月15日から適用しておりますが、公共工事の適正かつ円滑な施工の確保を図るため、平成28年度においても、引き続き前金払の割合について特例措置として引き上げることを継続します。なお、特例措置の内容は、下記のとおりであります。

2 特例措置の内容

前金払の割合を次のとおり、従前の割合から10分の1引き上げます。

対象	種別	従前 ⇒	特例
1件の請負代金の額が300万円以上の公共工事 <sup>(※1)</sup>	土木建築に関する工事	請負金額の10分の4以内 <sup>(※2)</sup>	請負金額の10分の5以内 <sup>(※2)</sup>
	土木建築に関する設計、調査、工事の用に供することを目的とする機械類の製造、測量	請負金額の10分の3以内 <sup>(※2)</sup>	請負金額の10分の4以内 <sup>(※2)</sup>

(※1) 公共工事とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項に規定する公共工事をいう。

(※2) その額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、1億円を限度とする。

(※) 請負代金が著しく増減された場合の措置についても、同様に特例が設けられます。

3 特例措置の適用期間

平成23年6月15日以降に契約を締結する公共工事等から、終期については当面の間適用とします。

4 契約書の取扱について

原契約書に、別紙様式「前金払いに関する特約条項」（真岡市ホームページに掲載）を巻末に袋とじとします。

問い合わせ先

真岡市総務部総務課契約検査係

TEL 0285-83-8145